

薬局の皆様へ

感染症法に基づく  
医療措置協定について

# 1 医療措置協定とは

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき、府知事は、平時に医療機関(薬局)と新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症(新型インフルエンザ等感染症等)の発生及びまん延時における医療提供体制に関する協定(医療措置協定)を締結する。

※ただし、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナ(COVID-19)への対応を念頭におく。

- 協定締結医療機関(薬局)は、国において新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから、新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間(新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間)、府知事の要請に基づき、協定内容の措置を講じる。

# 1 医療措置協定とは

## ■府における協定協議項目別対象医療機関

		医療措置の内容(※1)				
		病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療の提供(※2)	後方支援(※3)	人材派遣
対象医療機関(※4)	病院	●	●	●	●	●
	診療所	●(※5)	●	●		
	薬局			●		
	訪問看護事業所			●		

府知事が  
**第一種協定指定医療機関**  
に指定(※6)

府知事が  
**第二種協定指定医療機関**  
に指定(※6)

(※1)協定締結医療機関(病院、診療所、訪問看護事業所)には、個人防護具(PPE)の備蓄を推奨  
 (※2)自宅・宿泊療養者への医療提供又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等への医療提供  
 (※3)感染症患者以外の患者の受入又は感染症からの回復後に入院が必要な患者の転院の受入

(※4)府内にある、病院、診療所、薬局、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者  
 (※5)有床診療所に限る。  
 (※6)指定基準(7ページ参照)を満たした医療機関を指定。当該医療機関における新型インフルエンザ等感染症等の医療費について、患者の自己負担分が公費負担の対象

## 2 協定の内容について

1

協定の目的と  
措置実施の要請

- ・医療措置協定の目的(第1条)
- ・医療措置実施の要請(第2条)

2

発生・まん延時  
の対応

- ・医療措置の内容(第3条)
- ・新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等(第5条)

3

平時の対応

- ・協定の実施状況等の報告(第8条)
- ・平時における準備(第9条)

4

その他

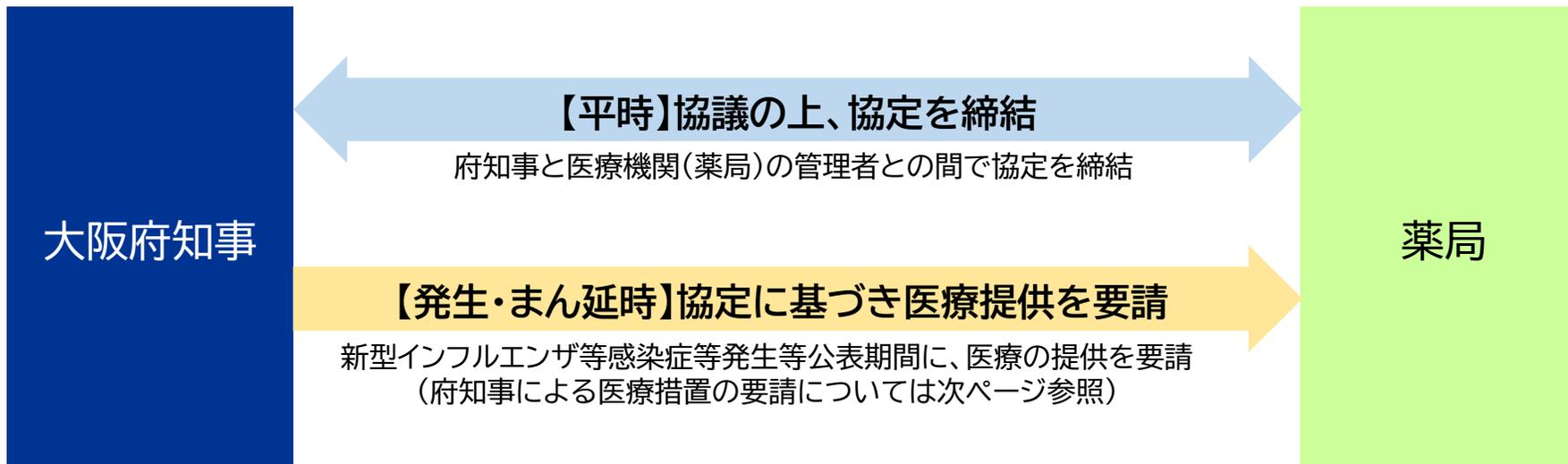
- ・措置に要する費用の負担(第4条)
- ・協定の有効期間及び変更(第6条)
- ・協定の措置を講じていないと認められる場合の措置(第7条)
- ・損害補償(第10条)
- ・疑義等の解決(第11条)

## 2 主な協定内容(協定の目的と措置実施の要請)

### 1 協定の目的と措置実施の要請

第1条 目的

第2条 医療措置実施の要請



対象となる感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

※これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナ(COVID-19)への対応を念頭におく

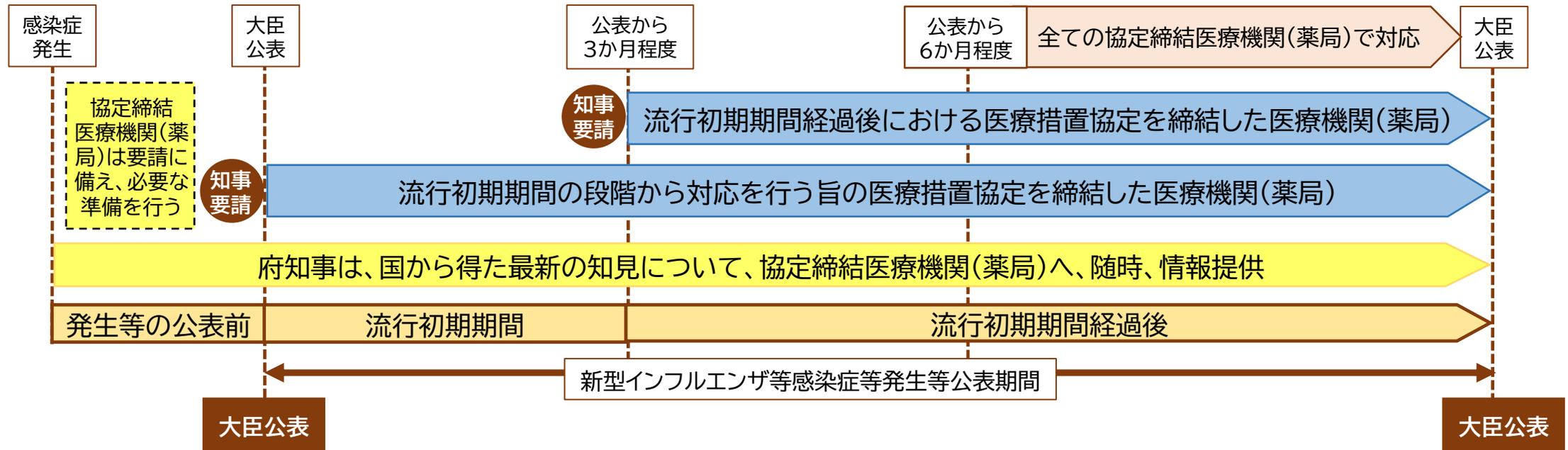
## 2 主な協定内容(発生・まん延時の対応)

### 2 発生・まん延時の対応

第3条 医療措置の内容

第5条 新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等

#### ■発生時の対応の流れ



#### 【府知事による医療措置の要請】

■医療措置協定締結医療機関(薬局)に対し、医療提供体制及び物資の確保について、その時点の状況を確認した上で、医療提供を要請

■必要な診療体制を整備できる状況であることが前提(必要な診療体制(例):医療従事者や物資の確保等)

■医療関係団体をはじめ、感染症に関する専門家等の意見を踏まえ、行う。

※新型インフルエンザ等感染症等の性状等が、国において事前の想定とは大きく異なる事態であると判断された場合、府は協定の内容の機動的な変更又は状況に応じた柔軟な対応を行う。

# 【参考】医療措置の内容と指定基準

## 自宅療養者等への医療の提供

- ・自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等に対して医療(服薬指導等)を提供する。
- ・対応方法は、電話又はオンラインによる服薬指導、訪問による服薬指導を想定
  - ※電話・オンラインによる服薬指導については、新型コロナにおける「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日事務連絡)と同様の特例措置が適用された場合を前提
  - ※電話・オンラインによる服薬指導を行う場合は、薬剤等の配送も併せて協定締結を想定

### ■第二種協定指定医療機関(自宅療養者等への医療の提供)の指定基準

- ・当該薬局に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能
- ・府知事の要請を受け、医療措置協定の内容に応じ、自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障がい者施設等に対する医療として調剤等を行う体制が整っている。

## 2 主な協定内容(平時の対応)

### 3 平時の対応

- 第8条 協定の実施状況等の報告
- 第9条 平時における準備

#### 協定の実施状況等の報告(第8条)

- 協定に基づく措置の実施状況及び当該措置に係る運営状況等について、府知事より報告の求めがあったときは速やかに報告

報告手法

G-MIS<sup>(※)</sup>(努力義務)

G-MISによる報告について  
ご協力をお願いします



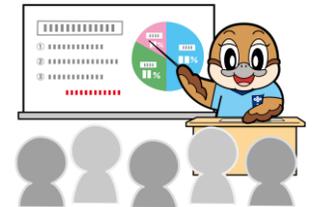
(※)G-MIS:厚生労働省による医療機関等情報支援システム  
令和6年1月から、薬局機能情報提供制度の報告方法として、G-MISの活用を開始

#### 平時における準備(第9条)

以下について年1回以上行うよう努める

##### 研修・訓練

- ・研修・訓練の実施、又は、外部の機関が実施する研修・訓練に医療従事者等を参加
- ・研修・訓練の内容は、院内感染対策等を想定



##### 点検

- ・措置を講ずるに当たって対応の流れを点検

## 2 主な協定内容(その他)

### 4 その他

第4条 措置に要する費用の負担  
第6条 協定の有効期間及び変更

#### 措置に要する費用の負担(第4条)

##### ■医療措置に要する費用について

- ・大阪府の予算の範囲内において、協定締結医療機関(薬局)に補助
- ・詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定める。

#### 協定の有効期間及び変更(第6条)

##### 有効期間

協定締結日から令和9年3月31日  
(申し出がなければ3年間自動更新)

##### 変更

事情等があれば随時変更可能

##### 協定の解約

- ・協定に沿った対応が困難であるやむを得ない事情が生じた際には、医療機関(薬局)は、協定の解約を申し出ることが可能
- ・双方が解約について協議の上、協定を解約
- ・協定の解約に伴い、府は速やかに第二種協定指定医療機関の指定を取消し

## 2 主な協定内容(その他)

### 4 その他

第7条 協定の措置を講じていないと認められる場合の措置  
第10条 損害補償

#### 協定の措置を講じていないと認められる場合の措置(第7条)

##### 府知事の措置

##### 勧告、指示、公表

- ・まずは、当該医療機関(薬局)等と話し合いに基づく調整を行います
- ・話し合いや調整をすることなく、勧告、指示、公表を行うことはありません

以下のような正当な理由があると府が判断する場合、  
この措置(勧告等)を行うことはありません

##### 正当な理由(例)

- ・医療機関(薬局)の感染拡大等により、医療機関(薬局)内の人員が縮小している場合
- ・病原体の性状等が協定締結時に想定していたものと大きく異なり、患者一人当たりにより必要となる人員が異なる場合
- ・感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している等、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと府が判断する場合

#### 損害補償(第10条)

- ・協定締結医療機関(薬局)が、府知事からの要請により協定に基づいた医療措置を講じた際、当該業務により感染症に罹患、負傷等した場合の補償について、国の財政措置等を勘案し、府と医療機関(薬局)が協議のうえで、適切に対応

※国は労災保険給付の対象となること以外の具体的な補助については、今後検討するとされている。